

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」及び「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の一部改正（案） 概要

令和4年12月
総務部デジタル戦略課

1 改正理由

県では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）において、番号法に定めのない、千葉県が独自に行う事務（以下「独自利用事務」という。）を規定し、当該事務において個人番号を利用した連携を行い、国や他の地方公共団体から地方税関係情報などの必要な情報を取得することで、申請時における添付書類の省略などの県民の利便性向上を図っている。

また、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（以下「住基条例」という。）において、独自利用事務の実施機関が、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できるようにすることで、申請者から提出のあった個人番号等の真正性を確認する手段を確保している。

このたび、県が行う生活に困窮する日本人及び外国人の生活保護情報等を必要とする事務において、添付書類の省略による県民の利便性向上を図るため、個人番号を利用できるよう、番号条例及び住基条例を改正し、当該事務を独自利用事務として追加するものである。

2 改正内容

（1）番号条例及び住基条例に次の独自利用事務を追加する。

	事務名・概要	他機関に照会する情報
1	生活に困窮する外国人に対する保護の決定・実施等に関する事務	・地方税関係情報等
2	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費等の支給等に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
4	生活保護法による保護の決定・実施等に関する事務	・高等学校等就学支援金の支給に関する情報等
5	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
6	住宅地区改良法による改良住宅の管理等に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
7	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	・外国人生活保護関係情報等

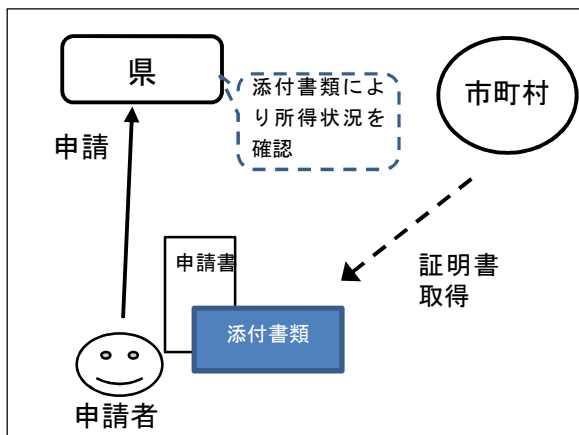
8	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付等に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
9	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
10	私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
11	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
12	公立・私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
13	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
14	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
15	国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務	・外国人生活保護関係情報等
16	公立高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務	・外国人生活保護関係情報等

3 改正による効果

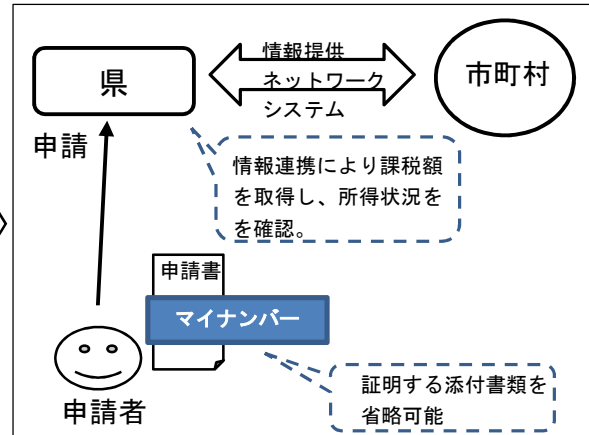
追加する独自利用事務について連携が可能となり、県民にとっては、申請時に添付書類（生活保護受給証明書等）を省略することができるようになる。

【例】生活に困窮する外国人に対する保護の決定・実施等に関する事務

[マイナンバー利用無し]



[独自利用事務に位置づけ]



4 施行日 令和5年4月1日（予定）

※ 上記のとおり本改正条例を施行し、情報連携により添付書類を省略するためには、令和5年2月議会までに改正条例を制定し、さらに令和5年6月中旬頃までに国（個人情報保護委員会）に届出を行う必要がある。